

尾張旭市監査公表第19号

平成28年3月31日付け尾張旭市監査公表第10号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

健康福祉部福祉課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
1 平成26年度に社会福祉協議会事業費補助金の実績確認方法について指摘した監査結果に基づき、市から通知のあった措置状況報告において補助金交付要綱の改正を行う旨の通知があったが、平成27年4月1日施行の尾張旭市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱において当該改正が行われていなかった。通知に基づき要綱の改正をする必要がある。	1 尾張旭市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱の一部改正を行い、補助事業実績報告書に添付する書類として「収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料」の規定を設けました。